

「郵便法施行規則の一部を改正する省令案及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」の意見募集において提出された意見及びそれらに対する考え方

意見提出期間：平成 31 年 4 月 6 日（土）から令和元年 5 月 10 日（金）まで

提出された意見の件数：9 件

※その他、案について全く言及しておらず、案と無関係と判断されるものが 1 件ありました。

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
1	<p>本改正案について、改正の理由は妥当であり、本改正案に反対する理由はありません。</p> <p>しかしながら、外国には日本の内国郵便料金よりも低額の国際郵便料金を設定している国もあり(例:大韓民国の 30g 以下の書状の国際航空郵便料金 690 ウォン≒69 円&lt;改正案の日本の第一種郵便物料金 25g 以下 84 円)、その内外価格差を利用した外国の日本向け広告郵便物業者に顧客を奪われ、日本の郵便事業者(日本郵便)の営業機会の逸失が広がる(更に言えば、当該国の収益拡大=日本側の一方的損失に繋がる)のではないかと懸念します。</p> <p>実際にアメリカ合衆国のトランプ大統領は万国郵便連合からの離脱を示唆しており、その理由として中華人民共和国との郵便料金の不均衡を挙げているとの報道があります。郵便料金の内外価格差の不均衡是正について政府として積極的関与を求めます。</p> <p>付言しますが、日本郵便は国際文通週間、あるいは国際グリーティングとして内国郵便料金と国際郵便料金の差額の特殊切手(昨年は 8 円)を発行しています。報道によると今般の改正に伴い、書状の料金を 82 円から 84 円、葉書のそれは 62 円から 63 円に改定されるということです。日本郵便におかれては、この差額切手の継続的な発行、とりわけ料金改定に伴う不均衡が生じない額面での発行を願います。</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、日本郵便株式会社における内国郵便料金と国際郵便料金の差額切手の継続的な発行に係る御意見については、本改正案が郵便料金に消費税率引上げ分を適正かつ円滑に転嫁できるようにするためのものですので、今後の参考意見として承ります。</p> <p>なお、郵便料金の内外価格差の不均衡是正に係る御意見につきましては、本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p> <p>万国郵便条約第 12 条において、ご指摘のような内外価格差を利用して外国から差し出された通常郵便物について、日本郵便は日本国内での配達義務を負わず、差出国の郵便事業者が内国料金との差額を支払わない場合返送する</p>	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	《個人》	ことができるとされております。	
2	<p>郵便切手は 非課税であるべきです。新聞は軽減税率なのに、なぜでしょうか。国民生活に大きく関わり 企業活動にも使われる大切な国民サービスです。消費税導入前の 40 円／60 円に戻すべきです。</p> <p>《匿名》</p>	<p>郵便に対する消費税は、消費税導入時より、郵便の役務の段階で課税することとされています。また、税込の料金分の郵便切手を貼付して差し出すことができることとなっております。</p> <p>なお、消費税法第6条及び別表第1第4号の規定により、郵便料金の納付に使用する郵便切手類の購入そのものに対しては非課税となっております。</p>	なし
3	<p>今回の値上げは消費税増という外部要因であり、郵便制度維持の重要性を考えれば妥当だと思います。</p> <p>《個人》</p>	本改正案に賛成の御意見として承ります。	なし
4	<p>参考資料にもあるとおり、郵便料金は、年賀はがきも含めて、近年、値上げを繰り返している。なお、土曜日の配達をとりやめることも検討してゆくとの報道もある。そのような、値上げとサービスの低下がどんどんすすむ中、値段だけはしっかりとあげようとする動きは言語道断であり、断固反対である。まず、コスト削減に努めるべきだ。</p> <p>《匿名》</p>	消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。	なし
5	封書、葉書の値上げは消費税増税分の転嫁としてやむを得ないことではありますが、葉書の値上げが行われてまだ日が浅く、普段使用しなければ料金は何円なのか把握することも難しくなるかと思えます。将来また諸コストの転嫁のために値上げが行われることも十分に考えられるので、あまり頻りに上げられると現在所有している切手にまた差額を足さなければ	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p> <p>また、無額面切手、永久保証切手に係る御意見につきましては、本改正案に対する直接の御意見ではないため、参考意見として承ります。</p>	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>ならないと頭を悩ませております。今後の値上げを想定してみると、わが国でも諸外国の一部で発行されている「無額面切手」「永久保証切手」と呼ばれる切手の発行が行われればその煩雑さを緩和することができるのではないかと思います。</p> <p>また、一つ危惧していることがあります。将来また何らかの形で転嫁する必要性が出た時、次もまた省令の改正をもって改訂を行うのですが、「国民の負担能力」は向上しているとも言えず、転嫁され続けていけば将来的には「国民生活において果たしている役割」を担えなくなる可能性もあるように思います。あまり計算上の額そのままに設定するべきではないのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">《個人》</p>	<p>なお、消費税については、政府全体の方針としては、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされており、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。</p>	
6	<p>消費税増税に伴う料金変更に反対します。消費税制導入後その都度変更されてきていますが、増税比率を上回る繰り上げ改定がいつも行われており、わずかな比率ながらも便乗的な印象があります。また平成6年には30%弱の大幅な値上げがされていることを忘れてはならない。このときの激変緩和のためにも増税イコール値上げで望むのではなく、信書市場に競争原理がないことの弊害と認識されないよう今回は自粛する姿勢を見せてもらいたい。端数の切手の取り扱いや購入済みの切手等で混乱が起きることも前回証明済みです</p> <p style="text-align: right;">《匿名》</p>	<p>消費税については、政府全体の方針として、円滑かつ適正な転嫁を基本として対処することとされています。今回の上限料金の改正は、そのために必要な措置を講ずるものであると考えます。</p>	なし
7	<p>郵便サービスは公共性の高いサービスであり、郵便料金の改定を行うことは、国民生活、企業活動等に少なからず影響を及ぼすものと認識している。</p> <p>一方で、郵便の減少傾向は残念ながら続いているが、配達箇所数の増加や、対面配達を要する郵便物は増加傾向にあり、再配達となるケー</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	なし

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>スも増加するなど、配達業務に係る負担は増大している。そして、それは営業費用の増大にもつながっている。</p> <p>こうした営業費用の増大への対応は料金改定に依ることなく、郵便の基本料金は消費税引上げに伴う料金改定を除き、実質的に1994年以降据え置いたままである。そのため、JP労組も、会社による利用者目線に立ったサービスの開発・改善に積極的にかかわるとともに、労働組合の立場から現場で働く者の意見を集約し、BPRに関する具体的な提言を行うなど、労使で連携して生産性の向上に取り組むなどしてきた。さらには、営業費用のうち比較的多くの割合を占める正社員の賃金水準も抑制的に推移させてきた。つまり、こうした取り組みにより、何とか一定の営業利益を確保してきた状況にある。</p> <p>そもそも、郵便料金は法律により「郵便事業の能率的な経営の下における適正な原価を償い、かつ、適正な利潤を含むものでなければならない」とする総括原価方式をとることが定められており、すなわち大幅な利潤を得られるような料金とはなっていない。その上で、20年前と比べて現在の配達業務に係る負担が増大しているなか、実質的に据え置かれている郵便の基本料金が、適正な原価を償い、適正な利潤を含む郵便の基本料金となっているとは考えにくい。私たちは、まずはそのために郵便の基本料金の引上げをはかるべきと考えるが、現在の郵便の利用動向等からも料金の値上げはさらなる利用減少を招くリスクを高めるものと認識せざるを得ず、慎重に検討を進める必要があると考えている。</p> <p>しかし、郵便の減少傾向は今後も続くと想定され、荷物等を除いた郵便事業単体では、2019年度はマイナス50億円、2020年度は</p>		

番号	提出された意見	意見に対する考え方	意見を踏まえた案の修正
	<p>マイナス370億円の収支見通しとなっている。そうした状況の下、今回提案されている郵便料金の改定が行われないとすれば、さらに営業損益は悪化する。</p> <p>よって、今回提案されている郵便料金の改定は、「税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処する」との政府方針を踏まえたものであり必要最低限の料金改定であることから、案のとおり措置を講じるべきと考える。</p> <p>《日本郵政グループ労働組合》</p>		
8	<p>特段の反対は無い。</p> <p>《個人》</p>	<p>本改正案に賛成の御意見として承ります。</p>	なし